

今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！

日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース

第38号（2013年11月2日）

12・10控訴審第2 回口頭弁論の最大の焦 点は証人採用です。 2013年度総会とシ ンポジウムを12月2 3日に開催します。

目次

- 1 控訴審、総会・シンポの呼びかけ
- 2-5 10・14シンポ「反日」判決なの
か？」での吉澤共同代表の報告
- 6 同シンポでの五味記者の発言
- 7-9 訪韓報告
- 10-11 日韓弁護士会シンポ
- 12 総会とシンポ案内

裁判所は証人調べを行い、公正な判決を！

12月10日、午前11時より東京高裁809号法廷で第3次訴訟控訴審第2回口頭弁論が行われます。7月9日の第1回口頭弁論で、国側は現職の北東アジア課長を証人申請しました。私たちも太田修共同代表を証人申請しました。第1回口頭弁論では証人の採否は保留とされましたが、次回の口頭弁論において判断される可能性が高いと思われます。

採用されれば、日韓会談文書の隠ぺいの真相を明らかにする極めて重要な証人調べとなり、情報公開運動上も歴史的な裁判となります。ぜひ多くの会員・支援者の皆様に傍聴参加をお願いしたいと思います。

2013年度総会とシンポジウムにご参加を！

今年も12月23日（月・休）に年次総会とシンポジウムを開催いたします。昨年10月11日の画期的な判決を踏まえ、今年4月に外務省は新たに大量の文書を開示しましたが、重要な文書は頑なに開示を拒み続けています。しかし、昨年5月24日の韓国大法院判決を受けた差戻審で7月にソウル高等法院と釜山高等法院は相次いで原告勝訴の判決を言い渡しました。日韓での外交文書公開がようやく被害者の勝利に結びついたのです。特定秘密保護法など歴史を逆戻りさせようとする動きが強まる中で、どう歴史を前に進めるのか、総会とシンポで共に考えたいと思います。

（総会とシンポジウムの案内は最終面をご参照ください。）

第3次訴訟控訴審第2回口頭弁論

12月10日（火）午前11時 東京高裁809号法廷

10.14「反日」判決なのか？7.10 ソウルー7.30 釜山判決を考えるシンポジウム（日本橋公会堂、2013年10月14日）

日韓請求権協定と2013年7月の韓国高裁判決

新潟国際情報大学 吉澤文寿

<はじめに>

主催者側から今回のシンポジウムの論点として、以下の4点が日本の主要メディアの「誤解」とであると提示された。

- ①この判決は、韓国の際限のない「反日」の一環としてできたのではないか。
- ②裁判官が偏向しているのではないか（盧武鉉政権が任命した「左派」裁判官か）。
- ③この判決を認めると次から次へと要求、問題が出てくるのではないか。
- ④政府は「日韓協定で解決済み」と言っているのではないか。

このうち②については張完翼弁護士の発表に委ねたい。①は2013年7月に韓国高裁が出した2つの判決（以下、7月判決）の文脈に対する理解の問題であり、③もまた韓国司法の判断を受けて何が起こるのかという関心（というか不安）である。④については誤解ではなく事実であるが、政府見解に対するメディアの観点が欠如しているのが問題である。

以上のように論点を整理した上で、この発表は（1）7月判決の歴史的文脈、（2）日韓請求権協定と7月判決との関連、（3）今後の展望、すなわち7月判決を受けて朝鮮人の戦争被害者問題の解決策について、それぞれ考えてみたい。

1. 7月判決の歴史的文脈

日中戦争以後に軍人／軍属、「労務者」、「慰安婦」などとして強制連行された朝鮮人戦争被害者の問題は、1945年8月の日本敗戦後にどのように問われてきたのだろうか。極東国際軍事裁判（東京裁判）はその最初の機会となるはずだったが、朝鮮人がこの裁判に関与することができなかった。1951年9月に署名された対日講和条約にも南北朝鮮の政府代表が参加することはなかった。

1951年10月から始まった日韓国交正常化交渉（日韓会談）



はこの問題を問う絶好の機会であった。韓国政府は「対日請求8項目」を提示し、その第5項に「韓国法人又は韓国自然人の日本国又は日本国民に対する日本債券、公債、日本銀行券、被徴用韓人の未収金、補償金及びその他の請求権の弁済」を請求した。1965年6月22日に「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」(以下、請求権協定)が締結される。この協定により、日本は韓国に無償3億ドル、有償2億ドル、民間借款3億ドル以上を提供するとともに、「両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決された」ことを確認した(第2条1)。

その後、韓国の朴正熙政権は1974年12月に対日民間請求権補償に関する法律を制定し、財産関係(93,685件、韓国人が所有している日本銀行券及び日本国政府の補助貨幣、日本国政府などが発行した有価証券、日本の金融機関に預けられている預金、日本国政府の機関への寄託金、日本国政府に対する債権等)および「日本国によって軍人・軍属または労務者として召集または徴用され、1945年8月15日以前に死亡した者」(被徴用死亡者、9,546件)に対して、約95億ウォンを支払った。ちなみにこの財源は日本からの経済協力＝「請求権資金」そのものではなく、それを活用して得られた「ウォン貨資金」である。

しかし、朴正熙政権による民間補償措置は韓国人の戦争被害者全体に対するものではなく、「慰安婦」被害者についてはまったく除外されていた。そのため、韓国民主化を前後して戦争被害者が日本、アメリカ、韓国などで司法を通してこの問題の解決を訴えた。また、民主化以後の韓国の歴代政権は過去清算事業に取り組んできているが、その一環としてこの問題が取り上げられることになった。とくに盧武鉉政権のときに「日帝強占下強制動員被害の真相究明などに関する法律」(2004年)が制定され、政府機関が戦争被害に関する真相究明活動を行なった。また、2005年1月および8月に韓国政府は日韓会談関連外交文書をすべて公開した。このとき、同年8月26日に李海瓚國務総理が主宰する韓日会談文書公開後続対策関連民官共同委員会(以下、民官共同委員会)は「日本軍慰安婦問題など、日本政府、軍などの国家権力が関与した反人道的不法行為については、請求権協定によって解決されたものと見ることはできず、日本政府の法的責任が残っている」という見解を示した。これらを受けて、盧武鉉政権は2007年12月に「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等の支援に関する法律」を制定した。

2011年8月30日に憲法裁判所は「請求人らが日本国に対して有する日本軍慰安婦としての賠償請求権が、「大韓民国と日本国間の財産および請求権に関する問題の解決ならびに経済協力に関する協定」第2条第1項によって消滅したか否かに関する韓・日両国間の解釈上の紛争を、上の協定第3条が定めた手続に従って解決しないでいる被請求人の不作為は、違憲であることを確認する」という決定を下した。この決定は2005年の民官共同委員会の見解を受けて、日韓間に請求権協定の解釈をめぐって「紛争」が存在することを示し、外交通商部に対日交渉を促すものであった。

2012年5月24日に大法院の判決は請求権協定による原告らの請求権の消滅可否を検討した。大法院は日韓会談で植民地支配の性格に関して合意に至らなかったことを指摘し、「このような状況で日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民地支配に直結した不法行為に因る損害賠償請求権が、請求権協定の適用対象に含まれたと見るのは難しい点に照らしてみれば、原告らの損害賠償請求権に対しては請求権協定で個人請求権が消滅しなかったのは勿論のこと、大韓民国の外交保護権も放棄されなかったと見るのが相当である」と述べた。

この判決で注目されるのは、「1965 年日韓の国交が回復したが、日韓請求権協定関連文書がすべて公開されていなかった状況において、請求権協定第 2 条およびその合意議事録の規定と関連し、請求権協定により大韓民国国民の日本国又は日本国民に対する個人請求権が包括的に解決されたものであるという見解が大韓国内で一般的に受け入れられてきた」事実などを確認したことである。この判決は、その後、原告が 1995 年に日本で提訴し、2000 年 1 月に韓国で提訴し、2005 年に請求権協定関連文書が公開され、民官共同委員会の見解が表明された経緯を踏まえたものであるとする。こうして 2013 年 7 月の韓国高裁の判決が下されたのである。

以上の経緯をまとめると、次の通りである。第一に、朝鮮人の戦争被害者の問題は東京裁判や日韓会談で十分議論されなかったし、日韓国交正常化後の韓国政府による補償措置によってもこの問題が解決されなかった。第二に、韓国民主化以後、過去清算事業が進行する中でこの問題が提起された。とくに、7 月判決につながったのは日韓請求権協定の見直しである。このことに直接関連したのは 2005 年の日韓会談関連文書の公開であり、2011 年 8 月の憲法裁判所の決定であった。第三に、2012 年 5 月の大法院判決である。実は民官共同委員会の見解は請求権協定によって解決されていない問題について、「慰安婦」問題を例示して、「反人道的不法行為」によるものに限定していた。しかし、大法院判決は「植民支配に直結した不法行為」によるものもまた請求権協定の対象外であるという見解を示し、その中に日本企業による強制労働を含めたのである。

このようにみると、7 月判決の背景にあるものは、「韓国の際限のない「反日」という文脈ではなく、朝鮮人の戦争被害者が救済されていないという問題が、とくに韓国国籍保持者について可視化される文脈として理解するのが妥当であろう。また、2001 年 8 月から 9 月にかけて南アフリカ共和国のダーバンで開催された「人種主義、人種差別、外国人排斥および関連のある不寛容に反対する会議」（ダーバン会議）で植民地主義が批判されたことにより、世界規模で植民地支配の歴史を問い直す動きが加速したことも、7 月判決の文脈に含めてよいだろう。

2. 日韓請求権協定と 7 月判決との関連

菅義偉（すがよしひで）官房長官は 7 月 30 日の記者会見で釜山高裁の判決について「日韓間の財産請求権の問題は、日韓請求権協定で完全に最終的に解決済みだ。仮にこれと相容れない判決であれば容認できない」と語った（7 月 31 日付朝日新聞）。しかし、この見解には、戦争被害が財産請求権問題として処理されたのかどうか、またはそのように処理されるべき問題なのかという疑問がある。日本政府がこれらの問題をクリアにしない限り、日韓両政府間の対話さえ成り立たないだろう。

では、戦争被害と財産請求権との関連について、すでに表明された諸氏の見解を踏まえて考えてみたい。まず、浅羽祐樹氏は「両締約国及びその国民（法人を含む。）」と規定されている以上、個人請求権も消滅しているとみなしているのは当然である」と述べる（浅羽祐樹「「反日」化する韓国司法—なぜ「解決済み」の問題が蒸し返されるのか」2013 年 8 月 27 日、<http://synodos.jp/international/5342/2>）。このように多くの論者は協定文のみで解釈し、日本政府の見解を正面から批判していない。

また、浅野豊美氏は次のように述べて、7 月判決を批判する。『『人道に反する不法行為』概念自体の問題はともかくとして、請求権経済協力協定が『財政的・民事的債権・債務関係を解決するためのもの』に過ぎないとしていることは、歴史的な事実と反していると言わざるを得ないであろう。そもそもそれは、日韓双方の激しい国民感情を背景とした交渉の延長に、やむを得ない政治的な妥協として生まれたものであったことは、少なくとも歴

史的な事実として振り返られるべきであろう」(浅野豊美編『日韓国交正常化問題資料』第Ⅲ期〔日本側資料〕現代史料出版、2013年9月紹介文より)。この見解の論点は「やむを得ない政治的な妥協」という後半の部分である。たしかに日本の対日経済協力について、日本政府が経済協力と呼ぶのに対し、韓国政府は「請求権資金」と呼んだ。まさに、それは浅羽氏が言う「合意できないことに合意する (agree to disagree)」典型であった。しかし、そのことをもって7月判決を批判すれば、日韓両政府が国交正常化以後に戦争被害者の救済から遠ざかってしまったという問題を無視することにならないだろうか。

これらの論者に対して、太田修氏は未払金などについて日韓会談で議論されてきたことを踏まえつつも、以下の三点を挙げて、「強制動員被害者の補償問題は未解決」であると述べる。第一に、日本政府が独自に行っていた未払金の調査は不十分だった。第二に、日本政府は植民地支配・戦時下での強制動員に伴う生活の破壊や精神的苦痛などに対する補償に一切応じなかった。第三に、日本政府が日韓会談および日韓請求権協定締結当時、植民地支配・戦争の責任と罪を認めず、逆に植民地支配を正当化する立場に立っていた(太田修「もはや“日韓請求権協定で解決済み”ではすまされない 朝鮮人強制動員被害者への戦後補償をめぐって」『世界』848号、2013年10月)。私も概ね太田氏の見解に賛成であるが、第三の論点に関連して付言すると、7月判決の核心は請求権協定というより、日韓基本条約第2条である。つまり、「植民地支配に直結した不法行為」が問題とされるのは、請求権交渉で「労務者」や「慰安婦」について議論されたとしても、日韓基本条約で日本の朝鮮支配が不法であったとする合意が得られていないからである。

3. 今後の展望

先に示した3氏は立場や見解を異にしつつも、「日韓協定で解決済み」一本槍では展望がないという点で一致している。ただし、浅羽氏が提案する貿易や投資の文脈での解決策では日韓請求権協定の二の舞であり、戦争被害者の救済から遠ざかる政府間合意ではそれこそ展望が見えてこない。

浅野氏は「民間人の中でもある種のカテゴリーに属する『旧日本国籍民』には、日韓の歴史和解を目的とした特別の償いを行うこと」を提案する。太田氏は2000年に中国人強制労働問題解決のために設立された「花岡平和友好基金」やドイツで設立された「記憶、責任、未来財団」などを参考にした補償基金の設立を提案する。浅羽氏はこのような構想を「極論」として排そうとするが、7月判決の文脈を踏まえると、被害者救済を実現した上で、国民感情や外交関係の修復を図るのが最善策と思われる。

2012年3月8日に、金福童ハルモニ、吉元玉ハルモニは日本政府からの賠償金全額をコンゴ内戦で性暴力被害を受けた女性たちの支援活動に寄付するという遺言を発表した。翌年9月26日の国連総会で安倍晋三首相は女性の権利を重視するとして、3年間で30億ドルを超えるODA実施を表明する一方で、「慰安婦」問題にまったく言及しなかった。もし、日本政府が「慰安婦」問題解決に積極的に取り組めば、世界の女性の権利保障にも貢献することになるのではないだろうか。

もちろん、戦争被害者の救済が何よりも優先されるべきだが、上記のように、この問題の解決に向けた諸活動はそれだけに止まらず、さまざまな方面に波及する可能性がある。そのような意味で、謝罪、補償、そして再発防止のための教育、祈念事業などに日本政府や企業が積極的に取り組むことは、日本が国際社会の一員として活動する上で有益な結果をもたらすだろう。付言すると、日本政府は日韓会談関連文書のよりいっそうの開示が必要である。とくに請求権関連の文書は全面開示した上で、朝鮮人の戦争被害者の問題が「日韓協定で解決済み」かどうかを検証し、この問題の解決に向けて前進すべきである。

同シンポジウムでの五味洋治記者（東京新聞）の発言要旨

日本と韓国との間では課題がどんどん積み重なっている。民主党政権下では少し動きがあった。しかし、安倍政権になってからは動きが止まってしまっている。安倍政権では外交が官邸主導になっている。親しい外務省の役人によると官房長官が表で言ったこと以外のことをオフレコでも言うてはだめだという厳しい縛りがかかっている。安倍政権の韓国認識は「対話が無くても困ることはない。北朝鮮問題で連携すれば足りる。米国が間に入っているので無理する必要はない」という「上から目線」。対話の窓は開いていると言いながら、来るなら拒まないけどこちらからは行きませんよ。こういう姿勢がいろんな形でメディアの報道にも影響してきている。

しかし、外交現場には焦りもある。こういう難しいときほど交流しなくてはいけない。ただ、トップが会わないので課題がたまるばかり。任期中には朴大統領と安倍首相は会うことはないのではないとも言われている。ソウルの日本大使館の知り合いの話では、韓国は中国との関係が強くなり、日本の存在感はどんどん低下しているが、そのことを本国に電報に書いても全く反応がない、危機感がない。また、韓国では日本企業の本格的進出がなく、経済面からのブレーキが利かない。中国では生産基地をそのまま移すことが多いが、韓国では業務提携が多い。日韓関係が悪くなると経済が悪くなる、あまり過激なことをしないでくださいという経済界からの声が上がらない。

最近少し風向きが変わってきた。APEC会場で中国、韓国首脳と接触しようとしたがかなり冷たくあしらわれてしまった。安倍政権が集団的自衛権行使、積極的平和外交を打ち出して、安倍外交を世界にアピールしようとしているときに、隣の国ともうまくいっていないじゃないか、何が積極的平和主義だと言われかねない。10月4日の日米2+2共同声明でも「豪州及び韓国との定期的な3か国間の対話の成功に留意」と書かれ、みんな韓国との関係を何とかしてくれよと思っている。この判決は安倍政権の外交姿勢や北朝鮮との国交回復にも大きな影響を与えるもの。判決への日本での誤解を解く必要がある。

（日本製鉄元徴用工裁判を支援する会会報「ムジゲ通信217号」より転載）



10月14日、「「反日」判決なのか？7・10ソウルー7・30釜山判決を考えるシンポジウム」（主催：強制労働被害者立法をめざす日韓共同行動）が中央区日本橋公会堂で開催され、当会からは共同代表の吉澤文寿さんがパネリストとして参加しました。今号のニュースにはレポートの全文を掲載しました。また、当会の活動を取材・報道してくださっている東京新聞の五味洋治記者もパネリストとして参加されました。

2013年韓国訪問記録 小竹 安田 有村 張弁護士

はじめに

7月中旬のこと、友人を通じて、「原告の李金珠（イ・クムジュ）さんが入院された」との電話が入りました。

幾度も泊めていただいた光州のお住まい兼遺族会事務所を閉鎖して、親戚の方々と一緒に暮らしておられると聞いていたので驚きました。

お見舞いと会の現況報告を兼ねた韓国訪問のスケジュールは、韓国で開催される日韓弁護士会のシンポジウムに併せて急遽決まりました。

同行して下さった安田さん、有村さんに心から感謝しつつ、四日間の報告とさせていただきます。

またこの報告書は、失明後文字を書くことが出来なくなった私のために、有村さんが、まとめて下さった訪問記録を基に製作することが出来ました。本当にありがとうございます。

（小竹弘子）

月 日	曜	滞在地	
8月29日	木	東京	羽田 10時半 集合
			大韓航空 羽田12時20分発 金浦14時35分着
		ソウル	仁寺洞「土地」という店で、朝日新聞中野記者と食事
			呂運澤（ヨ・ウンテク 二次訴訟原告）氏は、体調不良のため欠席
		（宿泊）	ソウル泊 ＊レキシントンホテル（ヨイド）
8月30日	金	ソウル	朝食後 国会議事堂周辺と漢江（ハンガン）の川沿いを散歩。
		（移動）	KTX605 龍山駅10時20分発 （小竹、安田、有村） ※張弁護士、シンポジウム出席のため、別行動
			光州駅13時20分着
		光州	名古屋三菱女子勤労挺身隊ハルモニとともにする市民の会事務局李國彦さんと、通訳ボランティアの鄭京姫さんが出迎えてくださる。
			車で、クムジュハルモニの入院先（老人養老病院）にお見舞いにいくと、お孫さんのキムボナさんが待っていてくださる。
			病室は6人ほどで、こぼれるような笑顔でクムジュさんが出迎えて下さいました。思わず、クムジュさんと手を取り合った私たちは再開を喜び合いました。有村さんが用意した求める会のニュース37号をクムジュさんにお渡しすると、「控訴審口頭弁論始まる。外務省と原告双方が証人を申請。」と流暢な日本語で読み上げられ、「久しぶりにこのニュースを見た、このごろちっともニュースが届かないのですよ」と不満そうにおっしゃったので、お詫びをして次の号からはこの病院に送るようにいたしますと約束しました。

		光州	お見舞いの後、勤労挺身隊の被害について市民に知ってもらうために「ドント クライ グランドマ（実物は We'll never forget you ）」と書かれている腕輪を、一つ2000ウォンで購入してもらう運動を紹介していただきました。 これらは、慰安婦ではない、勤労挺身隊のもう一つの被害を知ってもらうため、高校生たちがたくさん参加している、とのことでした。
			梁錦徳（ヤン・グムドク）ハルモニは腰を傷められ、お会いすることができませんでした。
			夕食は共同代表の金善浩（キム・ソンホ）さんのご招待で光州料理をいただく。
		テグ	テグで慰安婦被害者を支える市民の会の方と、二次訴訟の原告李容珠（イ・ヨンス）ハルモニが出迎えてくださる。
			被害者を支えるテグの病院の院長の御厚意で安田、有村、小竹とイ・ヨンスさんの4人で昼食。
			テグ大学で崔鳳泰弁護士が学生達に行う予定だった「従軍慰安婦問題についての講座」が、KTXの脱線事故のため、中止になった。 この日は崔弁護士の別荘に宿泊する予定だったが、ソウルにいる崔弁護士がいつテグに戻れるかわからないため、急遽、テグでの宿泊先は市民の会の方の御尽力によって、近くの新しくできたモーターに決定。
			8時近くに崔弁護士と合流、食事。KTXの事故のため、翌日の運行が見通せないため、KTXをやめて高速バスにのることを決める。始発のバスはすでに売り切れているため6時20分発のバスに決める。
9月1日	日	テグ	4時起床
			パンとジュースの簡単な食事をして、高速バス乗り場に行く。
		(移動)	KTX 事故の影響で4時間から6時間かかるかもしれないという心配があったが、順調に進み、3時間半でカンナムの高速バスターミナルに到着。
		ソウル	新世界というデパートとそこに隣接している専門店街で買い物をして、張弁護士と合流。
		東京	金浦空港から羽田へ帰国



写真帳



【写真左】

養老病院で李金珠さんと再会（中央はお孫さん）

【写真右】

会報を手に笑顔の李金珠さん



【写真下】

勤労挺身隊ハルモニ
の被害を伝える腕輪



2013 年 8 月 30 日 日弁連・大韓弁協合同シンポジウム報告

報告 弁護士 張界満

1 2013 年 8 月 30 日、ソウル国会議員会館に於いて、日弁連と大韓弁協が合同で主催する戦後処理問題解決に関するシンポジウムが開催され、私も日弁連の委員の一員として参加してきました。

なお、余談になりますが、今回、小竹さんと有村さんと安田さんと一緒に 4 人で渡韓しました。昨年 4 月は、私と小竹さんと有村さんと 3 人で、李金珠ハルモニや李容洙ハルモニ達に会いに光州と大邱を訪問して、元気なお姿を拝見したのですが、今年になって、李金珠ハルモニが入院されたと聞き、小竹さんが居ても立ってもいられず、李金珠ハルモニをお見舞いするために訪韓することになりました。あいにく、私がシンポジウムの関係で光州と大邱には同行できなかったのも、その間の道中は心配しましたが、そこは小竹さんが訪韓するという事ですから、光州では李國彦事務局長や、大邱では崔鳳泰弁護士というように、様々な方がお手伝いして頂いて、今回の訪韓を無事成功させることが出来ました。今回の訪韓では、タクシーに乗って日本語で話していると、運転手さんが良い顔をしないので、私が「慰安婦のハルモニを支援している日本のお婆さんで（小竹さん、失礼^^）、これからハルモニに会いにはるばる光州や大邱に行くんだ」と説明すると、運転手さんから「ありがとう」と感謝してもらったことが、印象に残りました。

2 さて、話を戻しますが、日弁連と大韓弁協は、日本と韓国との戦後処理問題（主なものは、慰安婦問題や強制動員問題など）に関する共同の委員会を設置しており、2010 年には「共同宣言」と「提言」（詳しくは、日弁連HPで）を公表し、今日まで、戦後処理問題の真の解決に向け、問題点の整理や解決方策の提案などを行ってきております。今回のシンポジウムでは、2010 年からこれまでの間、2011 年には慰安婦問題に関して韓国憲法裁判所が、また、2012 年には強制動員問題に関して韓国大法院が、相次いで注目すべき判断を出したことを受け、日本と韓国との戦後問題が、果たして、日本政府が言うように「日韓請求権協定により完全かつ最終的に解決された」と言えるのかどうかについて、日韓の弁護士から様々な報告がなされました。

3 紙面の都合もありますので、日本の川上詩朗弁護士と山本晴太弁護士の報告を中心に紹介したいと思います。

日本政府は、「日韓請求権協定により完全かつ最終的に解決された」といいますが、果たして、そうでしょうか？

山本弁護士の研究によれば、個人賠償請求権に関する日本政府の立場を改めて精査すると、法的責任に関する解釈が変遷していることが分かりました。

個人賠償請求権に関し、日本政府は、従来「日韓請求権協定は、外交保護権を放棄したものであって、個人の請求権を消滅させたものでなく、確定判決を得ていない賠償請求権

は消滅していない。」旨の判断を示していました。ところが、2000年に入ると、アメリカで元捕虜の米国人が日本企業を相手とした訴訟のなかで、日本政府は、個人賠償請求権に関し、サンフランシスコ平和条約及び二国間条約で戦後補償問題は全て解決済みであると主張をはじめ、その後、日韓の戦後補償問題に関する裁判においても「法的に解決済みである」旨の主張に切り替えており、従来の立場を変遷させたかのように思われました。しかし、日本政府の「法的に解決済みである」という主張を精査しますと、韓国人被害者が日本国や日本企業等を相手として賠償請求を行ったとしても、日本国や日本企業等はこれに応じる法的義務がない（反対に言えば、被害者は「裁判上訴求する権利」を失っており、日本国内で裁判を提起しても勝訴できないという意味）という主張であって、被害者個人の請求権が消滅したという意味合いまでを含めた主張ではないことが分かりました。更に、中国人強制労働被害者に関する西松事件における最高裁判決（平成19年4月27日判決）を見ますと、同判決では、被害者の日本国に対する賠償請求権は「裁判上訴求する権利」を失ったものの「実体的に消滅していない」と判断しています。

上記の最高裁の判断を加味すれば、日本政府の「法的に解決済みである」という主張においても、日本国や日本企業等は裁判で強制的に賠償させられる義務を負わせられることはないけれども、日本国や日本企業等が自発的に被害者に賠償することは法的に許されない訳ではないので、日本国や日本企業等が自発的に賠償した場合、被害者はその賠償金を受け取る権利が法的に保証されているといえるのです。

4 以上から、改めて、日本と韓国での解釈の違いを見てみますと、そう大きな違いはないと言えるでしょう。日本での解釈は、被害者が裁判で賠償請求を求めようとすると敗訴しますが、日本国や日本企業等が自発的に被害者に賠償することは法的に問題がないという結論になります。一方、韓国で出された判断は、慰安婦被害や強制動員被害は重大な人権侵害行為であり、「裁判上訴求する権利」を失っていないと判断しています。このように、裁判で権利を実現することが出来るか否かというレベルで見れば、両国での結論は異なっていますが、政治的に解決するというレベルで見れば、被害者個人の請求権は消滅していないという前提条件は同じです。とすれば、日韓の両政府が外交上の協議等を通じてこの問題を真摯に検討し、その結果、日本政府が被害者個人等に自発的に賠償措置を行うことは決して不可能な事ではないと言えるのです。

5 昨今は、在特会のヘイトスピーチや河野談話の見直し論をはじめとして、日本の戦後問題に関する歴史認識が危うい方向へ向いています。今回のシンポジウムから得たことは、やはり、日韓両国民が歴史の真実を理解できれば、川上弁護士の言葉を借りるなら「加害と被害の事実と誠実に向き合うことができれば」、戦後問題は解決できるということでした。

その意味において、歴史の真実を探るために始めた、この日韓会談文書の公開請求訴訟の重要性が改めて認識されなければならないと思いました。第3次訴訟の控訴審はまだ続きますが、皆さんのあたたかいご支援を宜しくお願いいたします。

日韓会談文書・全面公開を求める会 2013 年度総会

2013年12月23日（月・休） 午前10時半～12時（10時開場）

中央区立日本橋公会堂第1洋室（地下鉄半蔵門線水天宮駅下車徒歩5分）

○裁判の現状報告（弁護士） ○2013年度の活動報告・決算報告

○2014年度の活動方針・予算案

公開シンポジウム「植民地支配清算と情報公開」

2013年12月23日（月・休） 午後1時半～4時半（1時開場）

中央区立日本橋公会堂第3・4洋室（地下鉄半蔵門線水天宮駅下車徒歩5分）

参加費：500円（資料代込）

（パネリスト）

文化財返還：森本和男さん（千葉県教育振興財団 主任上席文化財主事）

植民地清算：足立修一さん（弁護士、三菱広島元徴用工被爆者訴訟等代理人）

特定秘密保護法：三木由希子さん（NPO法人情報公開クリアリングハウス理事長）

「情報は力である」ということを、私たちは2005年以来体験してきました。日韓で外交文書公開が行われ、韓国で植民地清算の見直しが進められました。そして、昨年5月24日の大法院判決、今年7月10日・30日の強制動員被害者勝利判決へとつながりました。しかし、特定秘密保護法等、歴史を逆戻りさせようとする圧力が強まっています。ひるむことなく歴史を前に進めるために一層努力したいと思います。

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田 修 田中 宏 吉澤 文寿

（事務局）

160-0004

東京都新宿区四谷3-3 エスパスコンセール4F

J & K 法律事務所気付

TEL：090-9204-7607

FAX：03-5241-9906

E-mail：nikkanbunsyo2012@yahoo.co.jp

HP <http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/>